

近組 2021-019 号

2021 年 4 月 30 日

学校法人 近畿大学  
理事長 世耕 弘成 殿

近畿大学教職員組合  
執行委員長 阪本 洋三

### 団体交渉要求書

近畿大学教職員組合（以下、本組合）は、学校法人近畿大学（以下、貴法人）に対し、2021 年 2 月 17 日に和解が成立した森川組合員の和解条項の履行について説明を求める。

貴法人は森川組合員との和解に際し、和解条項第 13 条に「被告は、原告に対し、原告の処分に関する学報の掲載を訂正し、原告が退職したことを周知する対応を検討することを約束する」と明記した。その後、3 月 1 日付・4 月 1 日付の学報を確認しても掲載されていないことから森川組合員の代理人が履行確認をしたところ、「関係部署において、対応等について、慎重に検討させていただきました。その結果、同年 3 月 10 日、学報の訂正ならびに退職に関する周知は行わないことを決定いたしました」との回答を得たが、本組合は、この決定に対し強く抗議する。

和解条項第 13 条は、事実と異なる学報が存在すること等により森川組合員の社会的名誉が害されることから、森川組合員が条項化を求め、裁判所も理解を示して設けられた条項である。

本件和解によって森川組合員への処分を撤回したのであるから、既に撤回して存在しない処分の掲載を訂正しない正当な理由は認められない。また、森川組合員が退職した事実を学報で周知しない正当な理由も認められない。森川組合員に対して、存在しない処分の掲載を維持し、退職の事実を周知しないとする今般の法人の対応は、森川組合員の名誉を不当にかつ差別的に害し、和解の趣旨を没却するものであって、実質的に和解条項違反というべきものである。

貴法人は、和解条項第 13 条に則り、速やかに森川組合員に対する処分に関する学報の掲載を訂正し、原告が退職したことを周知する対応をすべきである。

今回の決定に至った経緯や具体的な検討内容（学報以外の周知方法の検討の有無等）、そして実施しないという結論に至った理由や関係者の見解等も説明するように求める。

回答は一週間以内とする。

以上